令和　　年　　月　　日

保護者様

江東区立第四大島小学校
校　長　　田中　大輔

登校許可報告書についてのお願い

日頃より本校の教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、本年度よりお子さんが「学校において予防すべき感染症」にかかった場合、症状の悪化を防ぎ、他の児童への感染を予防するために、下記のような対応をお願いいたします。

①医師の診察を受け感染症の診断を受けたら、すぐに学校に連絡をしてください。

②「学校で予防すべき感染症」（裏面参照）にかかった場合、学校から「登校許可報告書」を受け取り、登校再開時に学校に提出してください。「登校許可報告書」は、医師の診断・指示に従って、保護者の方が記入してください。

切り取り

令和　　年　　月　　日

江東区立第四大島小学校長殿

登校許可報告書

下記の感染症のため出席停止となっておりましたが、主治医より登校の許可がおりましたのでお知らせいたします。

年　　組　　児童氏名	
病名	１．インフルエンザ（　　型）　２．麻疹(はしか)　３．水痘(水ぼうそう) ４．風疹　５．手足口病　６．咽頭結膜熱　７．急性出血性結膜炎 ８．流行性角結膜炎　９．伝染性紅斑(りんご病)　１０．溶連菌感染症 １１．流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)　１２．新型コロナウイルス感染症 13．その他(　　)
出席停止期間	令和　　年　　月　　日(　　) ～　　月　　日(　　)
医療機関名	
保護者氏名	印

学校で予防すべき感染症及び出席停止の期間の基準（出席停止は欠席にはなりません。）

感染症名	出席停止の期間の基準
インフルエンザ （鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
風しん	発しんが消失するまで
麻しん	解熱した後３日を経過するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで
結核	感染のおそれがなくなるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがなくなるまで
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が安定するまで（発しんが消失していなくても登校可）
溶連菌感染症	適切な抗菌薬による治療開始後２４時間以上経過するまで
手足口病	全身状態が安定するまで
ヘルパンギーナ	全身状態が安定するまで
新型コロナウイルス感染症 ＜令和５年５月８日以降法律上の位置づけが５類に移行。＞	発症した後、５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過するまで。 発症日翌日を１日目と数えます。発症から５日を経過しても、軽快してから１日を経過しなければ登校できません。

その他

　ウイルス性肝炎、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎　など

「学校保健安全法」、「学校、幼稚園、保育所において予防すべき感染症の解説」

（日本小児科学会　予防接種・感染対策委員会）より